

開発行為及び土地区画整理事業に伴う公園指導基準

平成 6 年 2 月 1 日制定

平成 25 年 9 月 1 日改正

1. 公園の配置、形状

- (1) 公園を計画する場合は、この指導基準に基づき下関市都市整備部公園緑地課と協議調整のうえ、計画施工すること。
- (2) 区域内の中心に配置し、形状は整形地(鋭角を作らないこと)を原則とする。

2. 公園面積の基準

- (1) 公園の面積に算定する土地は、平坦地を標準とし、ある程度の傾斜地を含むものとする。法面及び階段は、公園有効面積(3 パーセント枠)に算定しない。また、擁壁を施工する場合は、前面勾配の擁壁は公園面積(3 パーセント枠)に算定しない。

3. 出入口

- (1) 300 平方メートル以上の公園には、2 箇所以上の出入口を配置すること。
- (2) 公園の出入口のうち 1 箇所は、管理用車両が通行できるような勾配かつ幅員 3 メートルを確保すること。
- (3) 公園の出入口は舗装し、側溝等がある場合には溝蓋(グレーチング)を入口幅員＋両サイド 1 メートルずつ設置すること。またグレーチングについては、5 枚程度シャックル等により連結し敷設すること。

4. 広場

- (1) 広場については、真砂土($t=10$ センチメートル)を表面に散布し転圧すること。
- (2) 公園敷地が止むを得ず 2 段以上になる場合は、段差を 2 メートル以下とし園路で連結し、必要に応じて上段にフェンスを設置すること。また、各段とも管理用車両が通行できるようにすること。
- (3) 公園敷地内には電柱(支線を含む)及び標識等を設置しないこと。
- (4) 排水に有効な勾配(1 パーセント以内)を確保すること。

5. 排水施設

- (1) 公園敷地全体の円滑な雨水排水のため、プレキャスト(PU2-250、PU1-B240 以上)または、現場打ちコンクリート側溝(有効排水断面 250×250 以上)を設置すること。
- (2) 公園からの排水は、道路側溝等の公共施設に接続し、必要に応じて集水枥を

設けること。

- (3) 広場が排水不良の場合、排水に有効な暗渠等を設けること。

6. 上下水道管

- (1) 水道管は公園敷地内まで敷設し表示板を設置すること。また引き込み位置については出入口付近とし、別途協議のうえ、決定することとする。
- (2) 下水道供用区域については、水道管と同様に見込管を公園敷地内まで敷設すること。

7. 柵

- (1) 柵(フェンス)の高さは、公共用地側 1.5 メートル、民有地側 3.0 メートルを標準とする。ただし、地形、隣接地の状況等によっては、別途協議のうえ決定することとする。
- (2) 柵の色はダークブラウンを標準とする。

8. 車止め

- (1) 移動式の車止めとし、市指定の鍵(アルファのシリンダー錠 No.1000-50 番、鍵番号 40E0050)を設置すること。

9. 公園境界

- (1) 公園境界を明確にするため、コンクリート杭または鋸、ピン等設置すること。
- (2) 境界に構造物がある場合は、基礎部分を境界とする。

10. その他

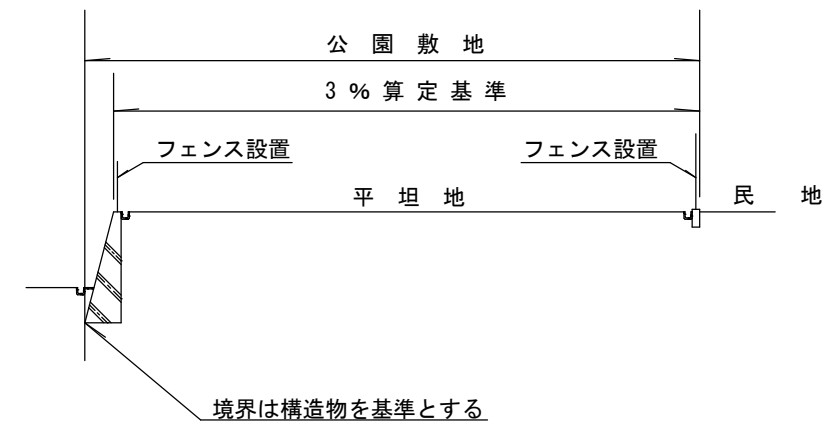
- (1) 事前協議、本申請、変更申請時には、公園関連図面(位置図、計画平面図、排水計画図、その他詳細図等)を提出すること。
- (2) 工事完成時には、地籍測量図の写し、公園現況平面図の CAD データを提出すること。
- (3) 事業完了の公告後、すみやかに帰属すること。
- (4) この基準に記載のない特定公園施設については、下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき施工すること。
- (5) 詳細について疑義がある場合には、別途協議すること。

公園敷地について

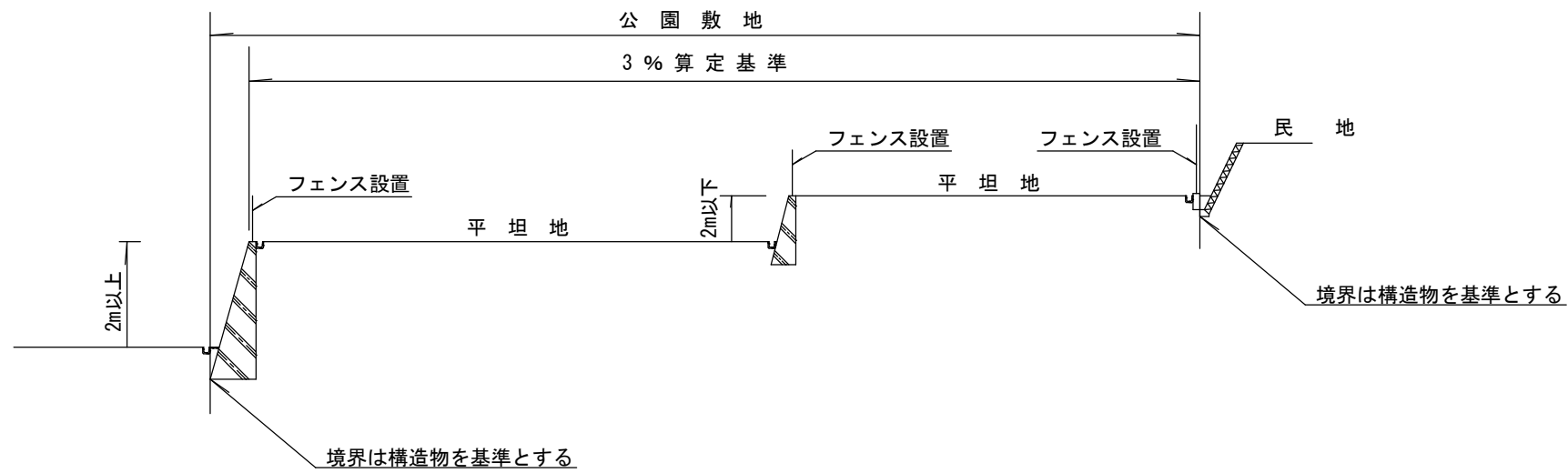
* 擁壁の前面が直壁の場合



* 擁壁の前面に勾配がある場合

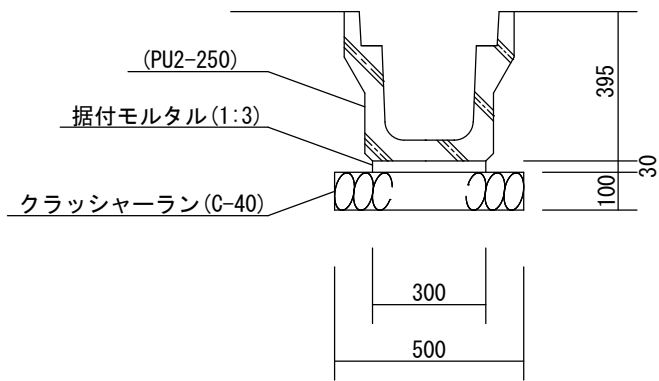


* 公園用地が2段になる場合

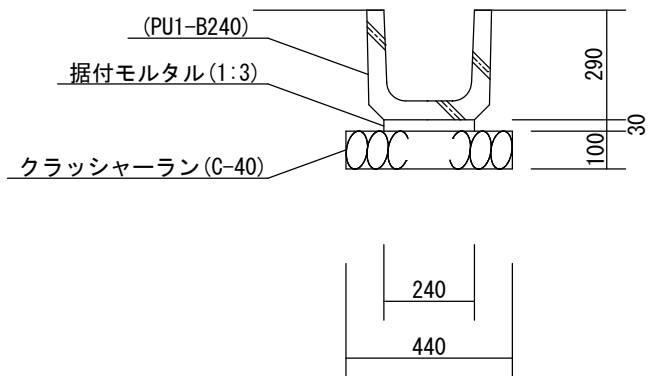


排水関係標準図 S=1 : 20

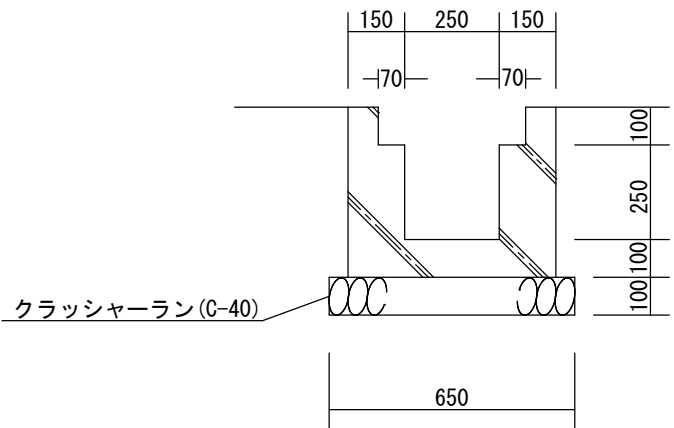
* プレキャストの場合
(PU2-250)



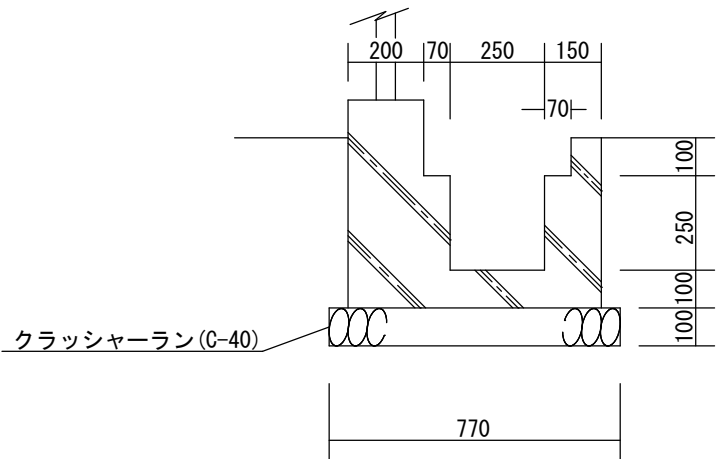
* プレキャストの場合
(PU1-B240)



* 現場打ち側溝の場合

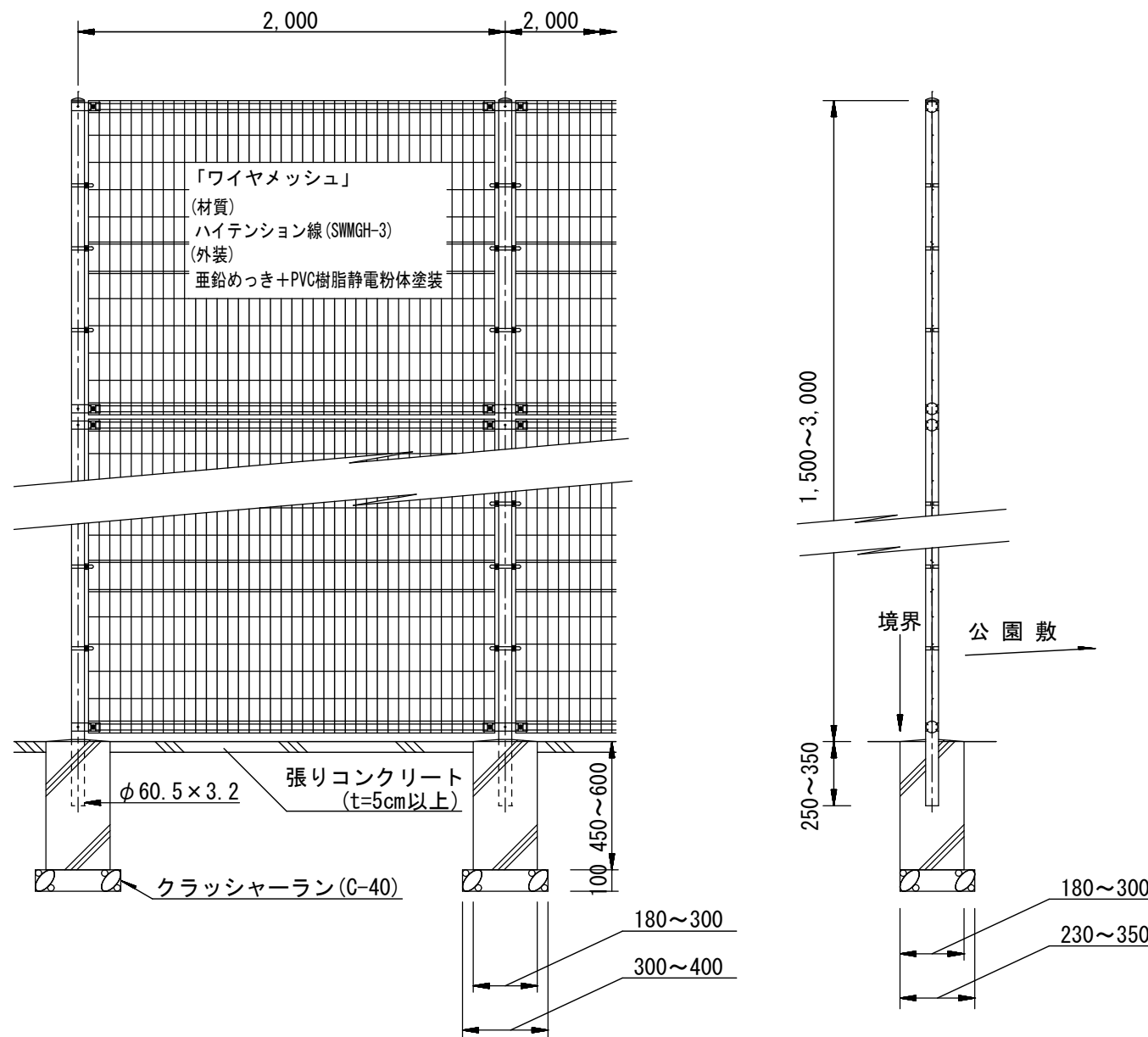


* 現場打ち側溝の場合
(フェンス基礎併用の場合)



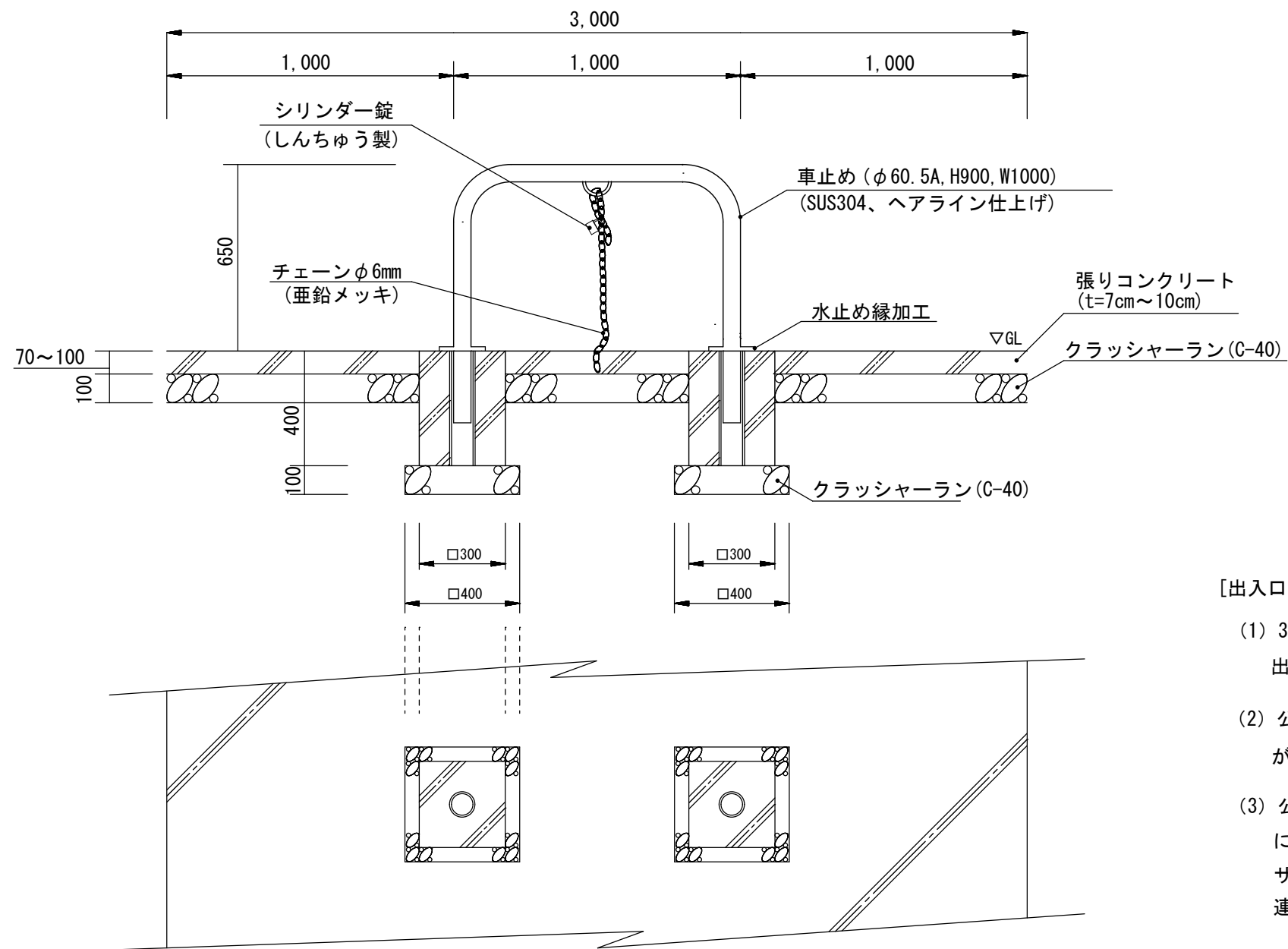
外柵(フェンス)標準図 S=1:30

※単独基礎の場合



柵(フェンス)の高さは、公共用地側1.5m、民有地側3.0mを標準とするが、計画地の地形、隣地等との状況により異なるので、別途協議により決定するものとする。

出入口標準図 S=1:20



[出入口]

- (1) 1300㎡以上の公園には、2ヶ所以上の
出入口を配置すること。
- (2) 公園の出入口の内1ヶ所は、管理用車
が入れるような勾配をとり幅員3mとする。
- (3) 公園の出入口は舗装し、側溝等がある場合
には溝蓋（グレーチング）を入り口幅＋両
サイド1mづつ敷設し、シャックル等により
連結設置する。